

# 小規模多機能型居宅介護事業所やわらぎ 料金表

平成 27 年 4 月 1 日現在

利用料金(1ヶ月あたり)

(介護予防)小規模多機能型居宅介護費					その他の費用				月 額 「1週のご利用につき、 通い3回、泊まり1回 (2食)の場合」	
基本		サービス 提供体制 強化加算 (Ⅱ)	看護職員 配置 加算(Ⅱ)	認知症 加算 (該当者)	処遇改善 加算(Ⅱ)	食事代				宿泊費
						朝食	昼食	夕食		
要支援 1	3,403 円	350 円			158 円	350 円	550 円	450 円	2,000 円	21,711 円程度
要支援 2	6,877 円	350 円			304 円	350 円	550 円	450 円	2,000 円	25,311 円程度
要介護 1	10,320 円	350 円	700 円		478 円	350 円	550 円	450 円	2,000 円	29,648 円程度
要介護 2	15,167 円	350 円	700 円	500 円	702 円	350 円	550 円	450 円	2,000 円	35,219 円程度
要介護 3	22,062 円	350 円	700 円	800 円	1,004 円	350 円	550 円	450 円	2,000 円	42,716 円程度
要介護 4	24,350 円	350 円	700 円	800 円	1,100 円	350 円	550 円	450 円	2,000 円	45,100 円程度
要介護 5	26,849 円	350 円	700 円	800 円	1,205 円	350 円	550 円	450 円	2,000 円	47,704 円程度

※ 処遇改善加算 計算式 サービス費総額【単価】×利用日数×42/1,000＝処遇改善加算【単価】(小数点以下四捨五入)

(例)要介護2 ( 15,167 + 350 + 700 + 500 ) × 42/1,000 = 702.114

なお、利用日数により処遇改善加算の単位は変動します。

※ おむつ(利用者の必要に応じて)は、持って来て頂く事となります。

※ 初期加算として、本事業所に登録した日から30日以内は、30円/日割増となります。

※ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦ご利用日数に1日あたりの料金を乗じた金額を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を、後日、市町村の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。